

2017年7月1日

過渡期におけるファイルベースメディア運用に関する申し合わせ

東名阪テレビ局CM責任者会議

本年10月1日からの「ファイルベースメディアCM搬入暫定規準（2016年11月改訂）」（以下規準と略）適用にあたり、過渡期においては新・旧2つのCM素材ファイル（以下新素材・旧素材と略）の構成が混在することが予想される。それに伴う混乱を回避しCM素材運用および放送を円滑に進めるためにも、過渡期のファイルベースメディア運用に関して以下のように定める。

1. 新素材の搬入について

規準適用前の新素材搬入は規準外であるが、円滑な運用を図るため、特例として搬入を受け入れることとする。ただし新素材であることを明確にするために、必ずその旨をケース用カードに明記すること。適用後の搬入についても、旧素材との区別を明確にするため、過渡期間終了まではその旨を明記すること。

2. 旧素材の搬入について

旧素材については、規準適用後の搬入が規準外となるため修正して搬入することが望ましいが、適用前に制作された素材に限り、特例として受け入れることとする。適用後に制作された素材については特例を認めない。

3. 在局素材について

規準適用時点で在局する旧素材については、新構成への修正を求めない。

4. 過渡期間について

特例を認める過渡期間については2018年9月末までとし、それ以降の旧素材の搬入は、原則として認めない。

以上